

「世界最先端 I T 国家創造宣言」における
テレワーク関連の目標設定の考え方について

平成 27 年 8 月 4 日
内閣官房 IT 総合戦略室

1. I T 戦略におけるテレワーク関連の目標の経緯

- ・ I T 総合戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）では、従来から、I T 戦略推進の観点から、テレワークを項目の一つとして取り上げて推進。
- ・ この中で、平成 22 年度（2010 年度）までに策定した戦略では、「在宅型テレワーカーを倍増し、700 万人とする」との目標を設定していたが、平成 25 年度（2013 年度）に策定した戦略においては、「2020 年には、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカーを全労働者数の 10%以上にする」との目標に変更。

戦略名（決定日時）	テレワーク関連の目標
「i-Japan 戦略 2015」 （平成 21 年 7 月 6 日決定）	「2015 年までに、在宅型テレワーカーを倍増し、700 万人とする。」
「新たな情報通信技術戦略」工程表 （平成 22 年 5 月 11 日）	
「世界最先端 I T 国家創造宣言」 （平成 25 年 6 月 14 日） （平成 26 年 6 月 24 日改定） （平成 27 年 6 月 30 日改定）	「2020 年には、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカーを全労働者数の 10%以上にする」

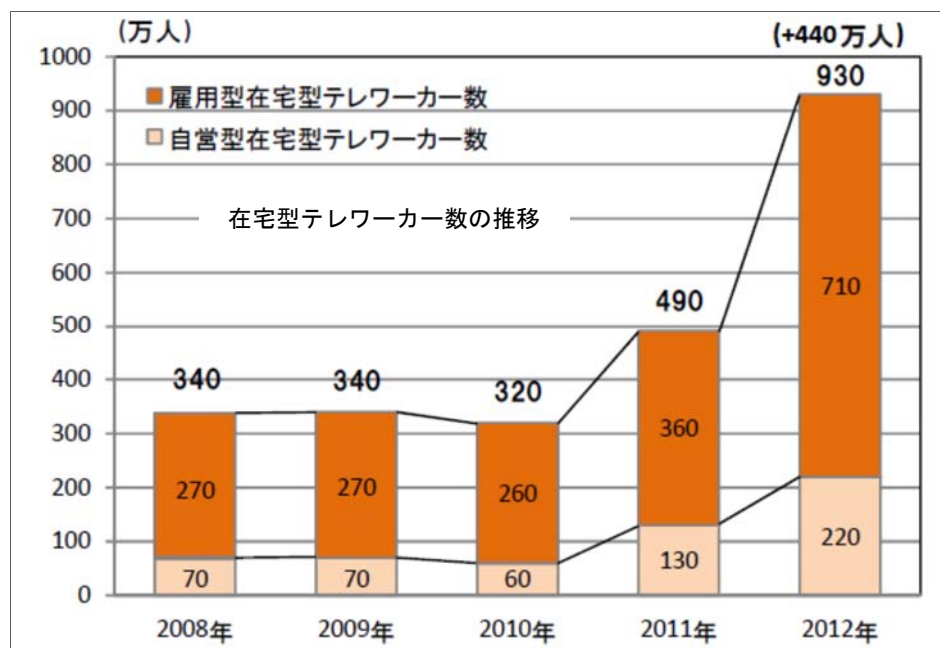
2 I T 戦略におけるテレワーク関連の目標の変更の背景

（1）前回の戦略におけるテレワーク関連の指標・目標と達成状況

- ・ 前回の戦略（「i-Japan 戦略 2015」：2010 年）におけるテレワーク関連の指標については、2012 年時点で、少なくとも数字上は、目標を上回ったと解釈された。
 - i-Japan 戦略 2015 までの指標・目標：「2015 年までに在宅型テレワーカー¹を 700 万人とする。」（2010 年：320 万人）。
 - 2012 年の在宅型テレワーカー数は、約 930 万人となった。

¹ 「在宅型テレワーカー」とは、「テレワーカー（I T を活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週 8 時間以上する人）のうち、自宅を含めてテレワークを行っている者」と定義。

※平成 24 年度テレワーク人口実態調査（国土交通省）²による。



(2) 前回の目標に係る指摘事項

- ・ そのような中、新たな目標を設定する必要が生じたが、その際、旧指標については、テレワークの様々な効果のうちワーク・ライフ・バランスの効果を表現できているのかについて指摘があった。具体的には、以下の点。
 - 上記定義・調査における「在宅型テレワーカー」は、週 8 時間以上テレワークする人のうち、自宅ですら少しでも（週 1 分以上）行っている人としている。
 - したがって、通常通り職場で勤務を行い、自宅ですらスマートフォン等により職場のメールをチェックしただけの人なども含まれているのではないか。
 - そのような業務形態を含むことは、就業者のワーク・ライフ・バランスを示す指標として適当なのか。

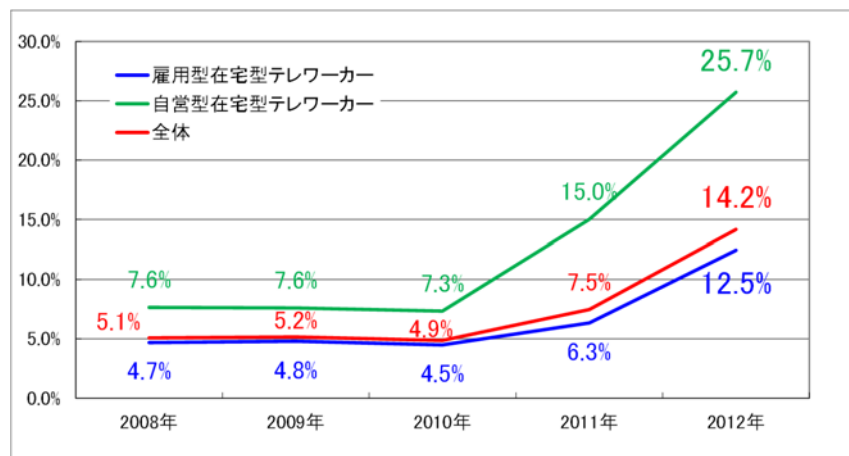
(3) 2013 年策定の戦略におけるテレワーク関連の指標・目標設定の考え方

- ・ 2013 年 6 月に発表された「創造宣言」³では、「テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）を実現する」との観点を強調。

² 同調査で、「在宅型テレワーカー」とは、「狭義テレワーカー（ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事で ICT を利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICT を利用できる環境において仕事を行う時間が 1 週間あたり 8 時間以上である人）のうち、自宅（自宅兼事務所を除く）で ICT を利用できる環境において仕事を少しでも（週 1 分以上）行っている人」として推計。

³ 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）

- ・ 具体的な指標としては、上記の指摘を踏まえ、「週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数」とした。
 - テレワークを社会全体へと波及させる観点から、特に企業におけるテレワークの導入を推進することとし、「雇用型」を対象。
 - 労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に資するようなテレワークを対象にするとの観点から、在宅型テレワーカー（週8時間以上のうち自宅で週1分以上）のうち、「週1日以上終日在宅」に限定。
- ・ 本指標に係る目標値（2020年）としては、2012年時点の雇用型在宅型テレワーカー率が12.5%であったことを踏まえ、このうち、「週1日以上終日在宅」は更に少ない（数%以下）と想定のもと、これを社会全体へと波及させる観点から「10%以上」と設定。



（参考）なお、その後の国土交通省によるテレワーク人口実態調査における「全労働者に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合」は、以下の通り。

- ・ 2013年：4.5%
- ・ 2014年：3.9%

（以上）